

第6章 構想の推進と施策の実施に向けて

本構想は、平成35年度を目標とし、下水道事業において今後目指すべき方向性やその実現に必要な施策などを示したものでありますが、各行動目標に示す施策を確実に、また効率的に実現させるために、今後20年間の計画期間とする全体計画やこれを段階的に実施するための事業計画（認可計画等）を策定し、さらに実施計画として中期財政計画を策定することとなります。

特に、今後は処理場の再編や改築などに関する段階的整備計画の策定及び定期的な見直しを行い、中期財政計画にこれらの計画を反映させることにより、健全な事業運営に努めます。